

通所型サービスA Q&A

	質問	回答	回答日
1	サービスの利用に当たっては応援会議が必要なのか	応援会議は必要であり一部の条件を除きA型応援会議の対象となります。(詳しくは応援会議に関する資料を参照)	R3.3.15
2	通所介護相当サービスから通所型サービスAに変わったことでサービスの対象者は変わるのか	利用対象者は変わらず、要支援認定者及び事業対象者で通所型サービスを利用する者です。 なお、第7期以前と変わらず新規で通所型サービスを利用する場合はくらしいき教室(通所型サービスC)の利用を推奨します。	R3.3.15
3	緩和された基準(人員基準及び設備基準)は通所介護や地域密着型通所介護の利用者(要介護)に対しても適用されるのか	緩和された基準は総合事業の通所型サービスAのみの適用となります。	R3.3.15
4	第7期の通所介護相当サービスの時にあった遵守事項はなくなったのか	通所型サービスAにおいては特に遵守事項は定めておらず、第7期の遵守事項は継続しません。	R3.3.15
5	要支援1の利用者について、5週目がある月の5回目の利用分は報酬の請求ができますか。	報酬の設定においては国が示す包括報酬を基に設定しており、5回目についての報酬も4回目までの合計単価の中に含めております。従って5回目のサービスの対価を求めることはできません。 なお要支援2の9回目以降も同様です。 請求例 (例1) 要支援1の利用者に対し、1月に4回サービス提供した ——— 368単位×4回 (例2) 要支援1の利用者に対し、1月に5回サービス提供した ——— 368単位×4回 (例3) 要支援2の利用者に対し、1月に8回サービス提供した ——— 377単位×8回 (例4) 要支援2の利用者に対し、1月に3回サービス提供した ——— 377単位×3回	R3.3.15

6	事業対象者のサービスの利用回数は何回まで可能ですか。	ケアプランで週1回利用とされた方は1月当たり4回まで請求が可能となります。また週2回利用の方は1月当たり8回まで請求が可能です。	R3.3.15
7	事業所連携加算の年度途中での算定は可能なのか。また年度途中で新規申請を行った場合の算定は可能なのか。	年度途中からの場合であっても規定する回数以上の連携を行う場合は算定が可能である。なお加算の算定開始が10月以降となる場合は規定する回数の半分以上の連携を行えば半年間の算定が可能となります。 また新規指定を受け新たに年度途中で事業を開始する事業所は既存のグループに参画した時点からすべての連携に参加した場合は算定が可能となります。	R3.3.15
8	事業所連携加算の算定中に連携相手の事業所が休止になった場合に算定はできるのか。	連携が解除する前に規定する回数以上の連携を行い、記録も整えていた場合は年度末までの算定が可能となります。 連携解除後、他の事業所のグループに参加し、そのグループでの連携にすべて参加し、全体で規定する回数の4分の3以上の回数の連携を行っていた場合は年度末までの算定が可能となります。 既定の回数以上の連携を行わず、連携を解除し、新たな連携を行わない場合は直ちに算定を停止すること。	R3.3.15
9	事業所連携加算の連携は一堂に会して行わなければならないのか。	ICT等を活用し各事業所等から遠隔で行うことも可能です。ただし技術指導等、実技を伴う場合は感染対策等を講じたうえで実施することが望ましいと考えます。	R3.3.15